

医学部大学生に対する奨学金給付に関する規程（医学奨学金規程）

第1章 総則

（根拠）

第1条 公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 奨学金の給付

（奨学生の資格）

第2条 本財団から奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という）は、日本国籍を有し、日本国内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学にて医学の正規の課程に在籍する大学生であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）考え方が優れている者
- （2）医療の発展に寄与するという高い志と熱意を有する者
- （3）日本国内を拠点とする医療機関にて医師となることを志す者
- （4）医学博士課程大学院がある大学に在籍する者
- （5）在籍大学入学年4月2日時点で19歳以下の者

（奨学金の給付期間及び金額）

第3条 奨学金の給付期間は、理事会が決定する。

2 奨学生の人数及び給付額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 奨学金は、第9条第2号、第3号、第4号又は第7号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

（奨学生応募手続）

第4条 奨学生志望者は、別途定める医学奨学金応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出するものとする。

（奨学生選考手続）

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、奨学生となる資格を付与される者（以下「合格者」という）を決定する。

2 選考分科会は、奨学生志望者について、書類審査を実施した後、面接審査を実施することができる。

3 選考にあたり、同一人を本財団の複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。

4 本財団は本条第2項面接審査の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(奨学生の決定)

第6条 理事長は、奨学金給付通知書授与式（以下「授与式」という）において、合格者に対し、同通知書を授与する。授与式が開催されない場合、本財団の定める方法により同通知書を授与することができる。

2 合格者は、前項に定める通知書の受領をもって、奨学生たる地位を取得する。

3 合格者は、正当な理由なく授与式に欠席した場合、奨学生となる資格を失う。

4 本財団は授与式の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は月毎に、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(奨学金の給付の停止)

第8条 本財団は、奨学生が休学したときは、次項に定める場合を除き、原則として、当該奨学生への奨学金給付を停止する。ただし、奨学生期間中に復学した奨学生から奨学金給付再開依頼書が提出され、本財団理事会が給付再開を承認した場合、休学期間中の金額を割り引いた上で、奨学金給付を再開することができる。

2 本財団は、奨学生の休学の理由が専攻分野における留学の場合、当該奨学生から留学先教育機関の在学証明書又はそれに類する書類を受領することにより、奨学金給付を継続することができる。

(奨学金の打ち切り)

第9条 本財団は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 大学生たる地位を喪失した場合
- (2) 学生としての責務を怠るなど、その言動が本財団の奨学生として適切でない場合
- (3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があったことが判明した場合
- (4) 奨学生としての義務を怠った場合
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退した場合
- (6) その他奨学金の支給を要しない理由が生じた場合
- (7) 奨学生の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推選を働きかけたことが判明した

場合

(奨学生の義務)

第 10 条 奨学生は在学中、医学を学び、優れた考え方の涵養に努めなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

- (1) 大学生たる地位を喪失したとき
- (2) 大学を休学するとき
- (3) 大学から停学ほか、懲戒処分又は注意処分を受けたとき
- (4) 住所、氏名、連絡先電話番号・メールアドレス等を変更したとき
- (5) 在籍する大学に異動があるとき（留学等を含む）
- (6) 奨学金の支給を要しない理由が生じたとき
- (7) その他本財団が奨学生に事前に指定した事由が発生したとき

3 奨学生は、本財団が主催する行事等への参加を要請された場合、特段の事情がない限り、これに参加しなければならない。

第 3 章 補則

(実施細則)

第 11 条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本規程は、2018 年 2 月 15 日から施行する。
- 2 本規程の一部を改定し、2019 年 2 月 1 日から施行する。
- 3 本規程の一部を改定し、2019 年 10 月 10 日から施行する。
- 4 本規程の一部を改定し、2020 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 本規程の一部を改定し、2020 年 10 月 8 日から施行する。
- 6 本規程の一部を改定し、2021 年 1 月 5 日から施行する。
- 7 本規程の一部を改定し、2021 年 3 月 10 日から施行する。
- 8 本規程の一部を改定し、2022 年 2 月 14 日から施行する。
- 9 本規程の一部を改定し、2022 年 10 月 18 日から施行する。
- 10 本規程の一部を改定し、2023 年 1 月 12 日から施行する。
- 11 本規程の一部を改定し、2024 年 11 月 1 日から施行する。